

平成 23 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

星 順子

現代台湾コミュニティ運動の地域社会学

—— 高雄県美濃鎮における社会運動、民主化、社区総体营造 ——

課程博士 (学術) 博総合第 1070 号 (平成 23 年 4 月 28 日授与)

審査委員会委員 東京大学准教授 田原史起 (主査), 同准教授 石橋 純
同教授 中井和夫, 早稲田大学教授 若林正丈, 天理大学准教授 松本充豊

本論文は、台湾南部の客家人集住地区である美濃鎮で展開した社会運動（美濃ダム建設反対運動およびそこから派生したコミュニティ運動）を、日本の地域社会学的研究の成果を参照して構築した独自の視点（コミュニティ運動の「環境」＝コミュニティの伝統的秩序とローカルレジーム）によって分析し、急速な経済発展を遂げながら民主化の歴史の浅い、先進国型とも途上国型とも言い難い台湾社会運動の特質を明らかにした力作である。文献調査の他、現地における参与観察とインタビューによって得られた知見とデータが論述に生かされている。

論文は、序章と終章を含め全 7 章である。本論は、A4 判 172 頁（400 字詰原稿用紙換算で約 495 枚。脚注、付録を除く）で、注は脚注として付されている。また、本文中の関連部分には、図 9 点（地図、写真など）、表 11 点（人口統計、関連事項一覧表など）が挿入されている。巻末には、参考文献目録（全 9 頁）、引用インタビュー一覧（全 1 頁）、および詳細な関連事項年表 2 篇（全 24 頁）が付されている。

序章「本論の課題」では、先進国と開発途上国の社会運動研究についての主な理論的動向が回顧された後、台湾を先進国と途上国の中間に位置づけた上で、本論文の問題意識と研究視角が示される。これまでの台湾社会運動研究は、80 年代以降に展開した農民運動、労働運動、環境保護運動、コミュニティ運動などを素材に、民主化、台湾が分裂国家の分裂体であることを反映した独特のコンテキスト（台湾ナショナリズムの成長と「台湾化」）、及び成長過程の市民社会との連関において捉えることで成果をあげ、さらに近年はこれらの運動と地域社会のコンテキストとの連関が着目されるようになっていく。著者は、これらの成果を吸収し、地域社会との関わりを重視する近年の研究視点を引継ぐ。ただし、これまでの研究は、コミュニティ運動と地域との関わりの中で生じる政治に「誰」が参加するか（運動者、地方派系、中央政府、全国的運動団体、野党民進党など）、およびアクター間の相互関係は明らかにしてはいるものの、それらのアクターが「何をめぐる政治に」参加するののかの視点を欠いているとする。そこで著者は、対象とする美濃鎮のコミュニティ運動分析について、(1) 全国レベルの「制度政治」（そこでは 80 年代後半以降、民主化が進んだ）及びその枠外で展開される「サブ政治」とコミュニティ運動との連関という視点、および (2) コミュニティ運動と相互作用する地域社会の「環境」という、二つの視点を提起する。本論文の事例の場合、(1) にいうサブ政治には、美濃ダム建設に象徴されるような大規模開発政策をめぐる政治のみならず、国民党政権の台湾化への応答という文脈から発生した「社区総体营造」政策をめぐる展開する政治が含まれる。(2) にいう「環境」とは、具体的には、美濃の客家文化を前提とする伝統的社会的

秩序、および国民党一党支配下で形成された、地方派系を基礎にしつつ変容するローカルレジームを指す。

第1章「台湾社会運動の概観」では、美濃コミュニティ運動が置かれた全台湾的コンテクストが検討され、台湾の社会運動が全国レベルでの制度政治の民主化という政治機会構造の変化と密接に関連して発生し、変容してきていることが確認されている。80年代前半の「権威主義体制移行前夜」にスタートした各種社会運動は、戒厳令解除による政治的自由化の進展、90年代初頭の保守派の巻き返しとその失敗、および90年代中頃からの国民党李登輝政権の社会運動アジェンダの一部取り込み（社区総体营造政策の開始など）と密接に関連しつつ、民主化運動の主要アクターである「党外」一民進党との関係の保持不保持、粗密などを調整し、全国的なネットワークの形成・強化、中央政府の政策資源の受け皿になるなどの制度内化等の諸傾向を示してきたことが示される。

第2章「美濃という「環境」——戦後台湾地域政治の磁場と地域社会」は、美濃ダム反対運動登場の「環境」として、変容しつつなお残る美濃地域社会の伝統的社会秩序のあり方、および美濃鎮政治におけるローカルレジームの変遷を論述している。戦後の地方公職選挙制度開始直後、美濃鎮のローカルレジームは、戦前からの地域名望家が立候補して鎮長などの要職に就くという「名望家レジーム」から、地方選挙への国民党の上からのコントロールが浸透した結果としての「地方派系レジーム」へと、他の農村地域と同様の変遷をたどった。この間、日本植民地統治時期から開始された葉タバコ栽培の優位性のため、美濃では農業の衰退とその影響が他地域より遅れて現れ、ために葉タバコ生産の相互扶助に血縁ネットワークが役立てられ、伝統的社会規範は客家のエスニックな文化とともに比較的色濃く残されていたのであった。加えて、教育重視の客家文化の影響もあり、地元外で活躍する高学歴者と地元社会とが上記血縁ネットワークを介してつながりを維持し続けていた。しかし、台湾農業全体の衰退はしだいに美濃にも及び、鎮財政の逼迫や、住民の日常的営みにもグレーゾーンを残さないかのようなローカルレジームの地方派系間対立は、時に血縁ネットワークの団結にも抵触した。こうした事情から、国会の部分定期改選開始（1972年）などの政治機会構造の変化につれて、血縁ネットワークを動員して鎮民の内部団結を図り、国会に鎮の代表を出して外部資源の導入を図ろうとする「内向的的外部資源導入レジーム」が創り出されることとなった（鎮民の票を集中して立法委員を一人当選させた）。しかし、これは結果として地方派系対立を払拭できるものでもなく、また導入された外部資源は必ずしも鎮民の生活向上に繋がるものでもなかった。美濃ダム建設反対運動はこのようなコンテクストで発生した。

第3章「地域社会における社会運動——サブ政治とローカルレジームのあいだ」では、90年代の美濃で展開された美濃ダム建設反対運動という閉鎖的開発政治（「サブ政治」）への挑戦が一定の成功を収めていく過程が、前章で見た地域の「環境」との関連で検討されている。「環境」の一つとしての伝統社会秩序との関連では、地域の反対運動の中心団体となった美濃愛郷協進会（以下協進会）は、同会の会長その他の役職に地域の長老に就任してもらい、彼等をデモの先頭に立たせ、イベントでは最初に挨拶してもらうなど、地域に色濃く残る「長幼の序」の秩序を重んずる姿勢をとった。これは葉タバコ栽培の労働交換慣習などを通じて依然活力を持っていた血縁ネットワークの超党派の動員を可能とするものであった。また、ローカルレジームとの関係でいえば、地方派系のレジームの弱体化が始まり、「内向的的外部資源導入レジーム」が形成されていたことは、上記ネットワークに繋がる外部の知的資源（地元出身学者などの支援）の獲得にも役だった。また、この開発プロジェクトが、鎮政府が立案に全く関与しないままに発表されたこともあって、地域の制度政治のアクターである地方派系政治家も、同プロジェクトを淵源とする「小さな利益」の分配システム

ムを築くことができず、その結果、このアジェンダに関する限り地元の声に推されて反対の側に回った。かくして2000年には、美濃ダム建設の暫定的中止が勝ち取られたのであった。

ダム反対運動における地域の超党派的団結の維持を眼目に、協進会はエスニックな地方文化（客家文化）を実体化していくイベントなどを実施し、さらには旗美社区大学や東南アジアからの婚姻移民女性を支援する南洋姉妹会などのコミュニティ運動を派生させていった。第4章「社区総体營造と社会運動——コミュニティ運動の派生と変容」では、こうしたコミュニティ運動が、国民党李登輝政権の、ついで民進党陳水扁政権にも受け継がれた社区総体營造政策の助成金の受け皿となり、国家に対しては「制度化」すると同時に、地域社会に対しては「卓越化」の傾向を見せたことを論じている。社区大学は、運動参加者の自己変革とコミュニティや農村をめぐる政策や制度変革の間で揺れた結果、前者に特化していく傾向を見せた。また姉妹会については、その理念とするところのグローバルな視野の下での多文化主義の傾向と、社区総体營造政策が含意する、台湾文化を体現するものとして地方文化を実体化していく傾向とは齟齬を見せていくこととなった。結果、ともに高度な文化・学術言説の援用により、地域内に向かうのではなくその外に繋がっていくネットワークなどにより、地域から卓越化していく傾向を見せたのであった。

第5章「コミュニティ運動の再帰的政治参加——郷鎮政治とサブ政治への挑戦」では、このように国家に対しては制度化し地域社会に対しては卓越化したコミュニティ運動団体が、再び地域政治に参入していく過程を、協進会スタッフと美濃鎮農会（日本の農協に相当、地方派系のローカルレジームの一環を為している）の若手スタッフとの交流から発した事業連携を例に検討している。こうした事例は、美濃のコミュニティ運動が、サブ政治への挑戦を経て、その段階では回避されてきた地域政治への参入を試み始めたことを示している。とはいえ、著者が追跡し得た直近の状況では、協進会は自らが立案した事業の実施に際して、コミュニティ運動団体である協進会自身の名義ではなく、農会や鎮政府などの名義を借りねばならない。つまり、地域公共空間で独自に事業を展開する正統性までを勝ち得ているわけではなく、地域政治への挑戦もそのとば口に立ったばかりであることが確認されている。

終章「台湾コミュニティ運動と地域政治——台湾地域社会学の成立に向けて」では、本論の要約の後、結論として、(1) 地域社会の変容の中から、民主化・台湾化が生み出す政治機会構造の変容を契機として、大規模開発という制度政治の民主化が直ちには及ばない閉鎖的なサブ政治に挑戦する社会運動（コミュニティ運動）が生まれ得ること、そして(2) 同じく民主化・台湾化のコンテキストから生まれた新たなサブ政治といえる社区総体營造の政策体系が、こうしたコミュニティ運動団体を受け皿としたことで、コミュニティ運動団体を郷鎮レベルの制度政治への新たな参与者に押し上げつつあること、の2点を挙げる。また、(ア) 社区総体營造の資源を利用したコミュニティ運動は台湾で広く見られること、(イ) 美濃のコミュニティ運動が「台湾客家のエスニシティ」を宣揚する言説によって台湾ナショナリズム（かつての国民党政権の中華一元主義的国民統合政策に対し多文化主義的国民観を主張）の波に乗り、それが台湾を代表するものへとレバレッジ（槌子入れにより昇格）された事実があるとする。これらに照らして、美濃鎮の事例は台湾に関して普遍性を有する事例であることが強調されている。さらに、サブ政治と社会運動の相互作用の視角から、日本の学界において形成された地域社会学の知見を参照しつつ論述を進めてきた本論文は、その成果の含意として、日本の事例などとの比較・対照の中から「台湾独自の形をした地域社会学」の可能性が見えており、それはさらに、台湾と同様に急速な経済発展を遂げながら民主政治の歴史の浅い国家ないし地域における社会運動分析に通用する観点を築く可能性もある、と結んでいる。

以上が本論文の概要である。本論文の成果は、まず何よりも、民主化期以降台湾の代表的な社会運動の一つである美濃ダム建設反対運動と、それから派生したコミュニティ運動の発生・展開・変容を、多層的（中央レベル、県市レベル、郷鎮レベル）かつ多元的（中央政府、地方派系、コミュニティ団体およびその外部ネットワークなど）な連関の中に、明確に提示することに成功していることである。著者は、これまでの先進国や途上国の社会運動研究の蓄積から得られる視点と日本での地域開発研究から蓄積されている地域社会学の視点を統合する「環境」という分析枠組を構築し、随所に日本の事例との比較対照を行い幅広い視野を提示することで、これに成功している。この意味で、本論文は、台湾社会運動研究の日本の学界における、おそらくは初めての本格的研究成果である。同時に、すでにコミュニティ運動についても研究が進んでいる台湾の学界の動向に照らしても、その代表的事例と見なされている美濃コミュニティ運動を日本と対照する広い視野の中でこのように明確に論述したことは、台湾社会運動研究を一步前に進める成果として評価できる。審査委員会では、社会運動と地域社会学とを統合した視角を有効に運用した本論文に対し、「新しい地域研究」の一例としての可能性を感じるとの指摘もあった。

第二に、本論文は台湾地方政治研究にも新たな知見を加えている。民主化前の国民党一党支配の台湾地方政治においては、台湾省下の県とその下の郷鎮レベルで重層しかつ運動する複数地方派系を、地方公職選挙をめぐって競わせる形の地方統治（いわゆる「二重のクライアンティリズム」）の構造が50年代、60年代を通じて構築されたが、70年代以降、特に80年代以降、反国民党のオポジション勢力の擡頭（「党外」から民進党へ）、自由化・民主化による政治機会構造の変容、金融を中心とする経済自由化などの衝撃で、様々に変容（全国展開するもの、小規模化を余儀なくされるものなど）を迫られたのであった。このことは従来の研究でも確認されているが、著者は、従来の地方派系政治の上のレベルに前記のローカルレジームという分析レベルを設定し、中央政府と社会運動や地方政治アクターが相互作用し合う「制度政治とサブ政治」という枠組みを導入することで、コミュニティ運動団体という新たなアクターとローカルレジームアクターとの相互作用を具体的に描き出すことに成功している。

第三に、現代台湾独特のコミュニティ政策である社区総体营造の性格把握を一步前進させたことである。政治的自由化とともに台湾の各地（多くは郷鎮レベル以下のコミュニティ）では、環境破壊反対運動などを端緒として、郷土文化の再生・保全などによるコミュニティ活性化を目指す下からの運動が盛り上がりを見せ始めた。社区総体营造政策は、これらが政権に不利な方向に誘導されないよう、上から取り込んでいく政治的意図を持って李登輝政権により発動されたものである。このことは、既存研究ですでに指摘されているところであるが、その執行・実践の具体相は、一、二の先駆的事例研究でしか示されていなかった。著者は、美濃ダム建設反対運動から発生した美濃愛郷協進会という、全台湾的に代表的なものを見なされている事例の具体相を示すことで、この台湾社会研究上、重要な意義を有する分野の厚みを増すことに貢献している。同時に、(1) 社区総体营造政策の助成金を「金権腐敗」の批判のある地方派系政治の利権として費消させないことが意図されていたこと、(2) 実際にも、地方派系政治の磁場に置かれ続けた郷鎮レベルの政府には政策が意図する事業の立案・執行の能力が無いという事情から、社区総体营造政策が、これらの地方政府の頭越しにコミュニティ団体に資源が投下されることでの文化・社会政策領域での、一種のサブ政治の領域に属する政策体系であったこと、(3) 台湾の社区総体营造政策が、その立案と実践の過程において同じくコミュニティの活性化を謳った日本の「町づくり・村おこし」の政策・運動とその実

践に倣ったものであったにもかかわらず、日本の政策の狙いが既存地方統治機構の強化にあったこととは対照的に、台湾ではサブ政治と従来型地方政治という「二つの政治への挑戦」というベクトルを有するものとなったこと、などを説得的に示している。

ただ、本論文も欠点無しとしない。審査委員会の審議においては、特殊台湾の事情に関わる用語の説明不十分や技術的なポイントの他、上記の長所故に生じたと考えられる問題点として、次の2点が指摘された。

第一に、概念・用語に関してである。著者は、上記のように社会運動論と地域社会学を統合し「環境」という枠組を設定しているが、この主たる枠組は、制度政治とサブ政治、ローカルレジームとその変容、社会運動の国家に対する制度化と地域社会に対する卓越化という幾つかの分析枠組に支えられ、さらにこれらはそれぞれ幾つかの概念・用語に連動している。例えば、「卓越化」に関しては、さらに「実体化」、「客体化」、「差別化」、「弁別」などの用語が使われている。果敢な概念化が本論文の成果を支えているのではあるが、こうしたやや煩瑣な用語法は、よりシンプルな用語法でミクロの状況からマクロの状況を通貫する論述が可能であった場合に比して、本論文が持つ成果のインプリケーションの明確な提示を妨げている嫌いがある。

第二に、台湾地方政治の把握に関してである。上記のように、著者は、地方派系政治の上にローカルレジームという分析レベルを設定して、それが戦後当初の名望家レジーム、地方派系レジーム、そして、内向的外部資源導入レジームへと変容したとしているが、この区分法は一考を要する。前二者は、政治アクターに焦点をあてた把握であり、後者はそうでないが、この区分基準を変える必要性についての議論は不十分である。その結果、グローバル化の経済的影響と全国レベルでの制度政治の民主化で地方派系レジームが流動化して以降の美濃鎮レベルの政治に関して、コミュニティ運動団体以外の主体の立ち位置の把握が曖昧となっている。この他、上記の内向的外部資源導入レジーム出現の背景には、当時の立法院委員の選挙制度が中選挙区制であったがために、鎮内有権者のエスニックな票の集中で「美濃から一人の立法委員を」という政治動員が可能になったという政治制度上の要因も見逃せない、との指摘もなされた。

しかしながら、審査委員会は、指摘されたこれらの欠点は、本論文の成果を大きく損なうものではなく、一定の修正を経て刊行されれば、この分野の研究を大きく前進させるものであるとの認識で一致した。よって、本審査委員会は、本論文の査読および口述試験の結果により本論文提出者が博士（学術）の学位を授与されるにふさわしいものと認定する。

宮下 陽子

現代トルコにおける政治的変遷と政党 —— 1938-2007 ——
—— 政治エリートの実証分析の視点から ——

課程博士（学術）博総合第1074号（平成23年5月26日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 鈴木 董（主査）、同教授 長澤榮治
同准教授 井坂理穂、早稲田大学准教授 鈴木恵美、亜細亜大学専任講師 増原綾子

本論文は、非西欧の開発途上国の中にあつて、政治的独立を保ちつづけた数少ない国家であり、中東・イスラーム圏の諸国家の中で、最も早く政治的近代化に相対的に成功した国家でもあるトル

コ共和国をテーマとして取り上げ、その政治的近代化の過程を政治過程論的視野から構造的に分析することを試みた労作である。具体的には、1946年の多党制システムの成立以降、現代に至る政治過程を政党に焦点を絞って分析している。トルコの場合、中東・イスラーム圏諸国の中で、殆ど唯一、相対的に安定した議会制民主主義が定着し、ほぼ規則的に国政選挙が実施されており、これに基づき政党間の政権交代が実現されている国家であり、政党の役割が極めて大きいからである。トルコの政治過程を、政党に焦点を当てつつ分析するにあたり、各政党のイデオロギー・組織分析を踏まえつつ、政治エリートとしての各政党所属の国会議員、そしてトップ・エリートとしての政党幹部・閣僚の詳細な経歴分析を行うことによって、トルコにおける政治変動とその社会的背景を明らかにしているところに最大の特色がある。

本論文の構成は、序論と結論に加えて二部全七章構成を取っている。序論においては現代トルコ政治研究の研究史が回顧され、とりわけ政党研究においてはそのイデオロギー面に焦点が置かれ、政党の組織及びその人的構成の分析が未だ十分に行われていないことが明らかにされる。それに引き続き、本論文においては新たな視点からの政党のイデオロギーと組織の分析を踏まえつつ、政党の人的構成、とりわけそのエリート部分にあたる国会議員、更にトップ・エリートとしての政党幹部及び閣僚の経歴と社会的背景とその時代的変遷を実証的に分析する作業と通じて、現代トルコ政治過程のより構造的な分析を目指すことが提示される。次いで全体の構成が示され、依拠する基本資料について解題がなされる。

第一部ではまず、序章でアタチュルクの建国以来の1党独裁制が1946年に複数政党制に移行するまでのトルコ共和国の政治体制が通観される。

第一章においては、建国の国是であったトルコ国民主義の担い手でもあり、1党独裁政党であった共和人民党の変容が語られ、共和人民党本体は国民主義政党から社会民主主義をベースとする中道左派政党へと転身したこと、これに対し、元来は共和人民党と志向をかなりの程度に共有する要素も有していたが、極右民族主義政党であった民族主義者行動党が、共和人民党の厳格な世俗主義から離れてイスラーム的要素を強めていったことが語られる。そして、この作業を通じて、アタチュルクのトルコ共和国を支えた国民主義の担い手が中道左派と益々イスラーム志向を強める極右民族主義に分化していったことが示される。

第二章においては、1党支配体制下の「国民的指導者」時代における、独裁政党共和人民党の政治エリートとトップ・エリートの構成が明らかにされ、軍・官僚出身者の比率が目立っていたことが示される。

第三章においては、第一共和制が複数政党制に移行するにあたり誕生した野党の民主党の政治エリートには民間出身者がかなりの程度に含まれ、新傾向を示したことが明らかにされる。次いで、民主党と共和人民党の比較分析が行われ、共に財務官僚系と弁護士出身者が大半を占め、似た傾向を示したことが示される。

第四章においては、1960年後に成立した第二共和制下のエリートの分析が行われ、通念と異なり、民主党の後継とも言うべき公正党と共和人民党は、国会議員レベルではかなり似通った経歴傾向を示していたこと、しかし、トップ・エリートのレベルにおいては、大きな相違が生じてきていたことが明らかにされる。とりわけ、中道左派への変換後の共和人民党においては、軍・官僚出身者が後退し、弁護士出身者を中心とする法曹界出身者が増大し、ジャーナリスト・党青年部・労働組合出身者の抜擢が見られるようになったことが示される。これに対し、公正党においては、官僚出身者が重要な役割を占めていたことが示される。

第二部においては、まず、第二共和制末期における政治的混乱に終止符を打つために起こされた1980年クーデタ以降の新憲法成立後の政治体制が語られ、旧政党解体、旧政治家政界追放を受けて、新しい登場人物による新しい政党形成が進められたことが示される。次いで、1983年の民政移管と共に始まる第三共和制下の主要政党と、そのエリートの分析が各章で展開される。

第五章においては、中道右派諸政党の動向が語られる。軍部の後援を受けた愛国主義者民主党は事前の予想に反し敗北し、民政移管までの軍政期に経済担当の大臣として手腕を発揮したオザルの母国党が過半数を得て、それに続き公正党の流れを汲む正道党が得票したことが明らかにされる。中道右派の両政党においては、いずれも第二共和制以来の民間出身者が過半数を占めるという構造的な新傾向が持続していたことが明らかにされる。ただ、トップ・エリートにおいては、母国党においても正道党においても、党首との親近関係がトップ・エリート選択の最も重要な要素となっていたことが示される。

第六章においては、かつてのアタチュルクのトルコ共和国を支えた国民主義政党の変容が続いたことが論じられ、中道左派化した共和人民党においては、中道左派傾向が定着するとともに、エリート及びトップ・エリートの経歴においても旧傾向が持続していたことが示される。これに対し、極右民族主義政党として第二共和制末期に存在感を示した民族主義者行動党は、その創設党首であったテュルクケシュ没後、穏健化が図られ、中道右派化し、同時に第二共和制末期に見られたイスラーム志向も後退したことが明らかにされる。

第七章においては、イスラーム圏全体においても、中東地域においても国際的に耳目を集めているイスラーム主義の擡頭現象と現代トルコ政治の関わりが取り上げられる。この章において、第二共和制下で出現したイスラーム系政党である国民救済党が、中道左派の固定化と中道右派の退潮傾向の中で、そのいずれにも満足しえない支持層を獲得し、次第に擡頭し、遂には議会の単独過半数を獲得するに至った過程が論じられる。これを踏まえて、イスラーム系政党として国民救済党の系譜を継ぐ繁栄党、今日の公正発展党の政治エリートとしての国会議員及びトップ・エリートとしての党幹部、閣僚の経歴分析が示される。議員については、民間出身者が3割程度を占め、これは中道右派政党とも共通する要素であり、他方で宗教系学校卒業者が2割近くを占める点で特色を示し、更に、比率的には少数であるが、宗教関係者出身議員が一定割合を占めていたことが示される。しかし、指導者がエルバカンからエルドアンに替わり、公正発展党となった後に宗教関係者の比率が後退し、中道右派政党と経歴傾向が似通ってきていることが示される。トップ・エリートに関して言うと、これも中道右派政党のケースと類似して、党首との個人的関係が選択の重要な要素となっていることが示される。

結論において、第一共和制から第三共和制への推移の中で、従来の中道右派政党は後退し、第二共和制末期に擡頭した極右民族主義政党も、また第三共和制期に躍進した公正発展党も、路線において中道右派化し、議員の経歴傾向においても似通ってきたと結論付けられる。

本論文の特色としては、第一に、複数政党制導入から現在に至るトルコの諸政党につき、各々のイデオロギー的特色とその変遷、これを支える党組織及び関連組織にまで視野を広げて、大量のトルコ語資料を用い、検討したことが挙げられる。まず、トルコ共和国建国以来のトルコ国民主義の担い手が二分化し、正系に位置していた共和人民党が左傾化したこと、これに対し、極右民族主義政党として民族主義者行動党が擡頭したことが対比的に示されている。このことは、国際的にも新発見であると言える。また、極右民族主義政党として知られた民族主義者行動党のイデオロギーにおけるイスラーム接近、党組織における関連組織の重要性についての指摘は、欧米においても

トルコ本国においても従来注目されていなかった問題を明らかにした重要な功績である。第二に、膨大な資料を博捜して、政治エリートとしての国会議員、トップ・エリートとしての政党幹部・閣僚の経歴の精緻な実証分析を行い、従来、出発点となってきたフライ教授のトルコ政治エリート論の欠を補い、第一共和制末期から第三共和制にまたがる広範な期間についてのエリート変遷の新しい体系的見取り図を示したことは、国際的に見ても画期的な意義を有していると言える。第三に、第三共和制期において、イデオロギー的にイスラーム系政党の躍進等が見られ、従来のトレンドとの断絶傾向があるかのように見られてきたが、エリート、トップ・エリートの体系的分析に基づきつつ、実は、そこに、世俗的極右民族主義政党から、中道右派諸政党を経てイスラーム系政党に至るまで、少なくとも、エリート、トップ・エリートの経歴構成から見れば、共通の傾向が見られ、イデオロギー的志向においても、中道化傾向が共通現象として見られるということを明らかにされている。このことは、中東政治論、イスラーム政治論に、国際的に見ても注目すべき新視点を提示していると言える。

しかしながら、本論文は幾つかの問題点も孕んでいる。まず第一に、比較政治学的関心にも立脚した研究ではあるが、理論的枠組みに不十分な点が見られ、個々の概念についても内延と外包が十分に確定していないものが見受けられる。第二には、政治エリートの中核として国会議員を取り上げて分析を行っているが、政党内における国会議員候補の選抜がいかなるメカニズムで行われているか、また、選挙区における選挙民との関わりの中でいかなる人物が選挙で選出されるかという点についての考察に欠けるところがある。第三に、各政党のイデオロギーの変遷、そして各政党のエリート、トップ・エリートの変遷とその背景にある社会経済的変動の連動関係についての十分な分析がなされていない。

しかしながら、このような幾つかの問題点を孕んではいるものの、膨大なトルコ語資料に基づく極めて体系的なデータベースを構築し、これを用いた極めて実証的なエリートの経歴分析に基礎を置く本研究は、本邦のみならず欧米においても、トルコ本国においてさえ、基本的な新知見をもたらした労作であり、博士（学術）の学位を授与するにふさわしい。

大田 英昭

明治日本における社会民主主義の形成

——片山潜とその時代——

課程博士（学術）博総合第1088号（平成23年7月28日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 黒住 眞（主査）、同教授 村田雄二郎
同教授 酒井哲哉、同教授 森 政稔、小樽商科大学教授 荻野富士夫

本論文「明治日本における社会民主主義の形成——片山潜とその時代」は、幕末から明治末期まで、農民出身であった片山潜（1859-1933）が、どんな体験を経てキリスト者となり社会民主主義を求めて働いたか、そこで担った労働・組合・都市社会・国家といった問題は何かを、当の人物とその時代に具体的に踏み込んで思想史的に探究した論文である。従来の片山論を踏まえ更に乗り越えるべく、片山が懐いた時処と状況により深く入り込み、社会民主主義を希求する片山の活動形態を、出来る限り遡及し続けている。

内容に関わる要点をいくつか捉える。「第1部 片山潜の思想形成」では、誕生からアメリカ留学までの片山の人生を辿る。片山は生家と共に幕末明治初期の農村の一揆・騒動を体験し、応対する曾祖父への強い倫理意識を持ちつつも、さらに文明に向けての学問と立身に向かった(第1章)。彼は上京するが挫折し漢学を学ぶなかで、「真の学問」を求めて貧者ながらも渡米する。そこでの援助・学問を機に「国体」を超え「全人類を同胞とする」「地球の生命」としてのキリスト教を、進歩・社会運動・社会福音観と共に抱く(第2章)。そこには、観念的ではない倫理的社会的な救済があり、実際、片山は、大学や神学校において労働や都市などの「社会改革」を行う社会学を学びまた実地調査を行い、また有機体論・進化論的社会観を持った。これらが、帰国後の片山の活動を準備したのである(第3章)。

「第2部 明治日本と社会問題」では、片山自身の体験から少し離れ、日清戦争以前・以後の日本における社会論の形態と労働の在り方を、大きく把握する。日清戦争以前に、まず先立って社会問題論が形成され始める。それは社会政策学、国粋的社会論、資本家労働者鎮護論、労働者組織論、社会的キリスト教など略五つの思潮として発生したと言え、これらは戦後の社会・労働問題の予防策でもあった(第4章)。日清戦争後になると実際の現実として経済発展とともに貧富隔絶が現れ、これへの応対が課題となった。これに対して、以前の伝統とは異なった自主的連帯の組合を組成しようとする運動が、例えば鉄工組合として発生したことが可能性として指摘できる(第5章)。

「第3部 片山潜と社会問題」では、日清戦争後、明らかに出現した日本の「社会問題」に対して、帰国後の片山がどう取り組んだかを捉える。片山は、最初、社会改良事業を、セツルメントとして行ったが、直ぐ労働問題に向かい、そこから伝統的な組合をさらに組織化し、互助・教育・商議など協同組合を作る労働運動を行う。その運動は、当初、政治との関係は控えめであったが、憲政党内閣成立後(1898)、実際に政治に関与し始め、立憲政治下で「自治独立」する合法的な共働組合の全国化また国際化(人類・同胞)の方向を打ち出す。だが、「国家」への期待を懐くものの、治安警察法(1900)が強く相俟って、実際に行った鉄工の待遇改善の運動は結局敗北に終わる(第6章)。片山はまた、日清戦争前後の東京の変容における紛糾と汚染・環境悪化に対して、英国での認識を背景に、人々が集まるよりよき場所としての「都市」論を表わす。市民の生活・交通・瓦斯水道・土木等の形成を方向づける「都市社会主義」を論じ、また市会による「市民自治」、また「都市経営」を提言する(第7章)。

こうした片山の論理は、そもそも彼における社会主義思想の形成に結び付いていた。片山は、1898-99年頃、社会改良を論ずる際には、社会主義を福音として強調し、そこには「神の国」信仰に基づく目的としての進化論があった。ただ、その「楽観」は、1900年始めの治安警察法以後、打ち壊され、片山は、資本家制度への「革命」の必要を唱えるようになる。片山は、1901年5月、「社会民主党」の結成に与る。この党は即座に禁止されるが、片山はさらに『我社会主義』(1903)を記す。本著での片山の論理は、「福音」を語り「進化」を持った、労働問題を根源としての「社会的革命」論である。しかも片山は、それが大日本帝国憲法に抵触するものではない、と考えていた(第8章)。

「第4部 社会主義・民主主義と明治国家」は、片山の運動と思想とを、「社会民主党」や周辺の他の思想家たちと対比した明治国家観において、いわば全体的に位置づけている。そもそも片山の労働や社会主義の運動は、「普通選挙運動」と共にあり、これを支えまた目指す取り組みであった。そこにまさに「労働党」の考え方があったのである。これはまた、明治憲法の枠内での自由平等の民主主義の主張であり、木下尚江の、「帝国」の破壊さえ宣言するものとは違っている(第9章)。

社会民主主義者たちの内外の差異は、日露戦争（1904-05）後、日比谷焼打事件またロシア第一革命（1905）においてより現れてくる。ただ、片山潜は1904-1906年、多くアメリカで活動しており思想内容の変容はあまり見えない。論文では、堺利彦（1871-1933）、木下尚江（1869-1937）、山路愛山（1865-1917）、北一輝（1883-1937）、幸徳秋水（1871-1911）に踏み込み、堺の民衆への関与や戦略的発想の無さ、木下の政治への断念、幸徳の議会否定と直接行動論などを捉える。一旦合法的に成立した「日本社会党」（1906-07）では、議会政治を選ぶ田添鉄二（1875-1908）が、片山に近い継承者・活動者だった。ただ党は議会政治より直接行動を選び、結社禁止となる（第10章）。

では、片山自身の論理・活動はどうか。それが「明治末期の社会民主主義の行方——片山潜における「革命」と「改良」の隘路」（第11章）である。このあたりを調べる際、従来、その社会民主主義からの流れが「革命」運動だったか、資本主義変革を視野外においた「改良」運動だったのかが問いの構造になる傾向があった。が、著者は、この二項対立を超えるべく、「片山たち議会政策派」について、隅谷三喜男による論を引きつつ、理念としての「革命」と政策としての「改良」が並存する形態としての「社会民主主義」の運動だとし、それを歴史的に詳述しようとする。

本章では、片山が、1900年に「労働運動を政治運動に編成替えることを優先した」ことの「失敗」を、彼自身「無上の教訓」としていることを押さえ、1907年頃からの、労働自身から発する活動を見出す（同第1節）。また「憲法治下における社会主義」の実行を見る。ゼネスト・ストライキもそこにあり（第2節）、それはまた無政府主義とはまったく違う合法的な社会民主主義であり、かつ国際社会主義運動（第二インターナショナル）の「万国社会党」に与ることでもあった。が、結局は、直接行動派のみならずこの議会政策派も順次強く弾圧される（第3節）。「大逆事件」だけでなく、議会政策を説く片山も、その後逮捕されて服役し、やがて米国へ出航する（第4節）。

終章では、全体を改めて振り返った後、片山の社会民主主義が、安部・堺、さらに大正デモクラシーに繋がること、キリスト教については、彼において信仰が冷却したというより純化したと見るべきではないか、と指摘する。

片山潜は、社会民主党（1901）における最も高齢の創始者で、また社会民主主義の重要な論者だが、従来、彼の活動は十分捉えられるより敬遠される傾向すらあった。これは、片山が最終的にソ連で晩年を過ごしており、戦後の社会主義・共産主義からも、片山を敬うにせよ、明治期の行動は必ずしも重要な意味を持たなかったからだろう。初期社会主義研究においても、片山はやはり微妙な位置を持つ。

これに対して、本論文は、明治期 50 歳までの片山潜の活動を深く辿り、その意味を改めて再構成する。これは近代日本社会民主主義史の空白を埋める作業として、大変高く評価できる。また、当時の社会民主主義の背景として、片山自身について、その少年期から留学期の体験、キリスト教社会思想との関連もよく押さえている。その片山の論理において、神の国、進化論、自立的社会論また都市論の形成があることも、従来あまり見出されなかったものに踏み込んだ仕事である。

片山たちが立ち上げた社会民主主義は、当時のみならず現在でも、政治的関心から消えているようである。本論は、その空白に介入しこれを改めて再考する優れた手立て・方向となるだろう。またその片山において根本的課題として現れる労働観も、いま改めて調べ考えるべきものと言える。

とはいえ問題はさらに残る。片山は「憲法下」の活動を説くが、その在り方は何か。特に、「天皇大権および軍隊の問題」については、触れられてはいるが、更に片山論として調べ位置づけるべき問題だろう。また、1903-07 頃の何度かの渡米はどんな意味を持ったか。片山は最終的に出国後、国際的活動をし、晩年にソ連の人となるが、これらが一体何であったか。そこでの共産主義とかつ

ての社会民主主義とはどんな差同があるのか。これら当該の日本を越えた状態についても、詳細に位置づけるに資料は少ないだろうが、課題が残っている。

片山以外の当時の思想家たちについて、よく触れているが、その評価・位置づけについて、さらに議論が、また叙述が必要だろう。これは結局、当の「社会民主党」が何であったか、「社会民主主義」と言えるものが何か、片山周囲の状態また後の歴史をどう見るか、といった問題になる。そこには日本史における社会運動が、いかに形成され、いかに断絶ないし継承されているか、といった課題が、世界史と共に現れている。

とはいえ、これらはやはり本論の次の課題だと言えるだろう。本論文は、従来見落とされる傾向があった明治日本の社会民主主義またキリスト教思想といった重要な活動の可能性を改めてはつきりを見出ししている。それはおそらく 20 世紀末以後、21 世紀初めにして漸く発生した優れた研究である。時代を遡及することで従来の近代史観を越え、そこに社会民主主義を見出す仕事であり、その問題意識も高く評価したい。本論文は、当該研究分野において画期的な地平を開くものであり、博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものであると認定する。

伊藤 未帆

ベトナム北部山間部における民族寄宿学校と少数民族
—— 選抜メカニズムの地域的多様性と人々の選択 ——

課程博士(学術) 博総合第 1089 号(平成 23 年 7 月 28 日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫(主査)、同教授 村田雄二郎
同准教授 清水 剛、同准教授 有田 伸、京都大学准教授 伊藤正子

本論文は、ドイモイという改革が行われている現在のベトナムで、少数民族の教育に大きな役割を果たしている民族寄宿学校の沿革をたどりつつ、それが地方ごとの教育行政によって多様に運用されていることを解明し、民族寄宿学校が少数民族社会に与えている影響を、フィールドワークの成果もふまえて、実証的に検討した論文である。

論文はV部から構成されている。第I部は序論で、問題の所在、先行研究と本論文の目的、調査方法が述べられている。この中で、本論文が、①民族寄宿学校が、そもそも何を目的として導入された少数民族優遇政策だったのか、②この学校制度の運用は地方ごとにどのような多様性を持っているのか、③そして、この優遇政策の実施によって、少数民族社会における人々の認識にどのような変化をもたらされているのか、という三つの点を解明することを目指すものであることが指摘されている。

第II部「少数民族教育政策と民族寄宿学校をめぐる歴史的展開」では、政府の民族政策の歴史的展開の中で、民族寄宿学校が位置づけられている。

第1章「ベトナム教育政策の展開と少数民族」では、ベトナム民主共和国の独立以来、少数民族の間でも、精力的な識字運動、学校教育の普及がはかられたが、少数民族の間での成果は、少数民族のベトナム語への馴染みの薄さ、多数民族キン族教員の山間地への不定着などのために、限定されたものだったこと、ドイモイの開始とともに、学校教育への補助金が打ち切れ、キン族教員の派遣を支えていた職業分配制度が廃止されたため、一時、少数民族地区の教育は危機に瀕するが、

1989 年の共産党政治局第 22 号決議で、山間地の地域発展の担い手は基本的に地元出身の少数民族であるべきだという政策が明示されて以降、少数民族出身のエリート養成に本腰が入られるようになり、ドイモイ下での経済発展の中で「学歴社会」化が進展し、高等教育進学者が急増するようになる中で、少数民族は、依然、進学率では多数民族に劣るものの、その伸び率では少数民族地域のほうが高い傾向が出ていることが指摘されている。

第 2 章「民族寄宿学校の誕生」では、前身として 1958 年にホアビン省で誕生した社会主義労働青年学校（民族青年学校）の役割と実態が検討され、それが、自給自足による学校運営を行う、教育行政の「外側」に位置づけられた、地方ごとの特性に応じた制度であったことが明らかになり、その公教育への取り込みが困難に直面していた 1980 年代の末の共産党政治局第 22 号決議で提示された、少数民族の中から地元の発展の牽引役となるエリート人材を育成するという課題に応えるべく、従来の民族青年学校などを改組、統一して、民族寄宿学校という制度が全国規模の学校組織として展開されることになり、その数も、1989 年から 99 年の 10 年間に、中央レベルで 1 校から 10 校へ、省レベル（高校課程）で 10 校から 43 校へ、県レベル（日本の郡に相当、中学課程）が 68 校から 190 校へ急速に増大したことが示されている。

第 III 部「民族寄宿学校をめぐる運用の地域的多様性」では、この全国一律の学校制度である民族寄宿学校が、実際にはそれぞれの地域の特性に対応して、きわめて多様に運用されていることを検討している。

第 3 章「民族寄宿学校の制度と運用」では、民族寄宿学校は原則として少数民族のみを対象とした学校制度で、学校には寄宿舎が併設され、生徒全員がこの寄宿舎で集団生活を送りながら、普通学校と同じ教育カリキュラムによる教育を受ける、県に中学校、省に高校が置かれ、中等教育課程に位置づけられており、学費は無償で生徒には生活費として奨学金が支給される、全国統一的な教育機関であるものの、一方で、生徒の選抜方法に関しては、一定程度、地方の教育行政による自主的な裁量に任されたことにより、各学校の選抜メカニズムのあり方は、地域ごとの社会的条件、民族の居住状況に合わせて、さまざまなスタイルで発展していったことが指摘されている。

第 4 章「民族寄宿学校の選抜メカニズム」では、2004 年度の受験者データに基づく定量分析により、フート省とラオカイ省という二つの地域の民族寄宿学校で行われている選抜メカニズムを比較分析し、民族寄宿学校が、誰に、どのようにその恩恵を分配しているのかを検討し、次のような点を解明している。もともと平均的な教育水準が高いムオン族が集住するフート省の民族寄宿学校では、能力主義的な選抜方法、すなわち競争原理によって優秀な生徒を選抜し、補習授業など積極的に活用した教育方法を実践することにより、少数民族生徒の質的水準の向上を目指した。その結果、キン族が多く通う一般の普通高校と比べても、相対的に高い高等教育機関進学率が達成され、学歴エリート養成学校としての役割を果たすことになった。これに対し、教育水準が低い民族が多く居住するラオカイ省では、入学試験での得点よりも、民族籍や出身中学校など、いくつかの優遇条件を設けて、それに当てはまる人々を積極的に選抜する仕組みが採られた。これにより結果の平等が保障され、普通学校にはなかなか進学することができない人々、すなわち僻地に居住したり、人口が極めて少なかったりする少数派の少数民族の子どもたちにも、高校に進学する貴重な機会を開いた。ただしその一方で、競争原理に基づかない選抜メカニズムを実践したことで、学校自体の質的水準は次第に低下し、高等教育機関への進学者数も減少していった。

第 5 章「少数民族の教育達成と民族寄宿学校」では、フート省とラオカイ省の民族寄宿学校における選抜メカニズムの相違は、人々の進路選択をめぐる認識と行動にも影響を及ぼしたとして、以

下のような分析が行われている。フート省、ラオカイ省、ランソン省の民族寄宿学校と普通中学校で行った定量調査データを分析したところ、フート省のムオン族や、彼らと同等の教育水準にあるランソン省のタイ族とヌン族にとって、民族寄宿学校とは、いくつかある高校進学を選択肢の一つとして認識されている。これに対し、ラオカイ省のモン族、ザオ族にとっては、民族寄宿学校以外の高校進学を選択肢にはほぼ存在せず、高校進学とは民族寄宿学校に進学することにほかならない。この傾向は、地域横断的に見た場合にも、民族を軸として同様の結果を示していることから、民族寄宿学校という学校制度が果たす役割は民族ごとに多様化していると言える。次に、フート省ムオン族に焦点を当て、民族寄宿学校への進学をめぐる規定要因を分析している。フート省民族寄宿学校と普通高校で行った定量調査データ（高校3年生対象）では、中学校卒業時点の成績の高さが、民族寄宿学校への進学に影響を与えていることが示された。ただし、県レベル民族寄宿学校（中学校課程）の出身者が、省レベル民族寄宿学校に進学する割合が高いことから、両者の間に何らかの関係が存在する可能性が浮かび上がった。そこでさらに、小学校卒業時点での成績と、親の職業と学歴の変数を軸に、県レベル民族寄宿学校への進学効果を分析したところ、親の職業と学歴による影響は全くないとは言えないものの、小学校卒業時の成績の方が、より大きな効果を持つことが判明した。これらのことから、フート省のムオン族に関しては、民族寄宿学校という学校制度は、あくまでも能力主義に基づく選抜のメカニズムが有効に機能し、親の職業による「コネ」の影響がより少ない形で、優秀な人々だけを選抜する、すぐれて平等なシステムであることが示された。

第IV部「優遇政策が少数民族社会に及ぼした影響」では、民族寄宿学校の進学実績が、地域社会の人々に、自らの「少数民族」性を認識させる重要なきっかけをもたらしたことを解明している。

第6章「少数民族」を選ぶ人々」では、1992年度から2004年度にかけて、フート省ヴィエトチー市に所在する中央民族大学予備校に在籍した、少数民族生徒の民族籍を分析し、親と本人の民族籍の継承関係を検討し、フート省民族寄宿学校のように、機会の平等を重視した選抜メカニズムを実施するいくつかの地域では、「少数民族」籍の選択という現象が生じやすい傾向にあることを明らかにしている。こうした「少数民族」籍選択者にとって民族籍とは、自らのエスニシティと一致するものでなかったとしても、高等教育機関への進学という行動の過程において、より有利な条件を得るために交換可能なものであり、巧みに利用できる一つのツールとして捉えられている。キン族から「少数民族」籍へと変更することで、少数民族優遇政策の恩恵を巧みに利用しようとする行動のあり方とは、学歴主義的な成功モデルが急速に普遍化しつつある現代のベトナム社会において、国家による制度的な枠組みに対する、草の根の人々からのしたたかな反応の一断面を表している。反対に、民族寄宿学校へ進学することが、必ずしも自らの高等教育機関進学の可能性を拡大してくれるわけではない地域では、キン族から少数民族への民族籍の変更は生じにくいことも示されている。

第V部「終章」では以上の議論をまとめ、二つのことが強調されている。まず第一に、山間部少数民族社会に暮らすほぼすべての人が、少数民族優遇政策と自らの日常生活とを結びつける接点を意識するようになったという意味において、民族寄宿学校という学校制度は、ベトナムの社会に大きな変化をもたらした、ということである。また第二に、民族寄宿学校の運用をめぐる多様なあり方とは、各地方の教育行政が、地域内の社会的基盤の特性を十分に理解した上で、より適切な資源分配を実現するための創意工夫の結果として、生み出されたものであり、地方がこうしたイニシアティブを発揮できたのは、中央政府（教育訓練省）の側に、地方の主体性を尊重する「余地」が設けられていたからであった、ドイモイ政策によって市場経済化が進展するベトナム社会において、

国内の社会・経済的な格差がますます拡大しつつあるなか、なお国民国家というまとまりが存続し、多民族社会としての秩序が維持されている背景には、このような緩やかな中央—地方関係における相互作用の中で、中央からの政策が、うまく地方ごとの状況に合わせて運用されていくという、ベトナムの「伝統的な」創意が、今日もなお効果的に機能していることを示しているのではないかとしている。

本論文の意義は、次のような点にあると考えられる。まず第一に、ベトナムの民族寄宿学校については、今日のベトナムの少数民族教育において重要な役割をもっていることは従来から指摘されていたが、その実態を解明した研究は少なく、本論文が、民族青年学校からの系譜性を明らかにした上で、フィールドワークをふまえて、その実像を浮き彫りにしたことは高く評価できる。特に外国研究者による本格的民族寄宿学校研究としては、きわめて先駆的な成果である。第二に、本論文は、民族寄宿学校が、ホアビン社会主義労働青年学校の系譜につながることを実証的に解明した、初めての論文である。第三に、本論文は、民族寄宿学校の選抜方法が、フート省とラオカイ省という地方ごとで大きく異なっていることを明らかにし、民族寄宿学校という制度が果たしている役割も多様であるという、ベトナムにおける中央—地方関係という視角から見てもきわめて興味深い知見をもたらした。第四に、本論文は、進学との関連で少数民族籍を選択するケースが存在することを実証的に明らかにしているが、これは、優遇政策とエスニシティとの関係という、ベトナムに限定されない、世界的な課題に対して、貴重な情報提供になっている。さらに第五に、本論文は、筆者自身がフィールドワークで入手した、定量分析にたえる規模の、それ自体がたいへん貴重な成績・進路データを活用して、ロジスティック回帰分析などの手法を用いて、民族寄宿学校という制度がいかに機能しているかに関する計量的な証拠を提示しており、これは教育社会学あるいは階層研究に関するベトナム少数民族研究からの大きな貢献となっている。

審査の過程では、本論文に対する批判も、いくつか提起された。第一に、本論文は、民族寄宿学校が、少数民族の人々に、優遇政策を自分たちの日常生活に結び付くものとして意識させ、進学熱を広げる役割を果たしたとしているが、モン族やザオ族などの間では、ベトナムの国民教育による「教化」に反発し、進学熱に背を向けている人が依然多いことなど、民族や地域によっては異なる動向があり、本論文の議論は一面的なのではないかという疑問が出された。第二に、本論文では、民族寄宿学校など教育の普及度が民族ごとに相違しているとしているが、それはベトナムの統計が民族単位で集計されているため、原因は地域格差や貧富など社会階層の相違である可能性もあり、より慎重な吟味が必要であるとの指摘がなされた。第三に、民族籍選択の問題が、どれほど民族寄宿学校の延長に位置づけられる課題なのかは、本論文の分析では十分に説得的とはいえず、提示されているデータをもっと別の角度から深く読み込むことができるのではないかと指摘もなされた。また第四に、本論文が、教育社会学の土俵でも通用する議論となっている点は評価できるが、逆に教育社会学のディシプリンでは割り切れない点を地域研究として示すという面が弱いのではないかと指摘もなされた。しかし、審査委員会は、こうした点は、本論文の意義を否定するようなものではなく、今後の研究の進展と、論文の公刊の過程で克服されるべき課題であると考えた。したがって、本審査委員会は全員の一致で本論文は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

森田 健嗣

単一言語主義とその限界

—— 戦後台湾における言語政策の展開 (1945-1985) ——

課程博士 (学術) 博総合第 1090 号 (平成 23 年 7 月 28 日授与)

審査委員会委員 東京大学准教授 岩月純一 (主査), 同教授 村田雄二郎
同准教授 石井 剛, 早稲田大学教授 若林正文, 一橋大学教授 松永正義

本論文は、戦後台湾における中国国民党政権の言語政策について、台湾の日本植民地統治離脱から民主化展開前夜の時期に当たる 1980 年代中頃までの展開を、その実施過程に焦点を当てて跡づけた労作である。著者は、国民党政権の言語政策を、土着諸言語を排除して上からの「国語」普及の推進を目指す単一言語主義であったと性格付け、それが一定の成功を収める 70 年代以降様々な側面で限界に突き当たり、このことが民主化期における言語政策の多文化主義的転換の前提を形成していたと主張している。

論文は、序章と終章、及び附章を含め全 6 章からなる。論文本論は、A4 判 166 頁 (附章を含む) で、注は脚注として付されている。また、本文中の関連部分には、該当部分にかかわるデータを整理した表 5 点が挿入されている。巻末には、参考資料として、附章「山地における単一言語主義の展開と「白色テロ」」と史料・文献一覧 (全 19 頁) が付されている。

序章「課題と方法」では、先行研究のサーヴェイを行った上で本論文の視角が示される。台湾現代史研究においては、二・二八事件に関連する戦後直後の言語政策上の混乱と衝突、50 年代以降の上からの「国語」普及政策を含む国民党政権文化政策全体の展開、および民主化期からの多文化主義政策の展開過程などについて、一定の厚みのある先行研究が存在するが、その言語政策遂行の実態や政策転換前夜の状況については必ずしも明確な把握が行われていない。そこで、戦後国民党政権の言語政策を単一言語主義と性格付け、民主化前夜にはその政策展開が限界に突き当たっていた、との仮説を呈示する。そして、多様なソースの史料を検討することを通じて、先行研究では必ずしも十分とは言えない「国語」普及政策実施の過程に焦点を当て、そこでは台湾本省人の母語である台湾語の存在を完全には否定しない「ある程度の空間を残さざるを得なかった」ことを明らかにしていく、としている。

第 1 章「遺制の排除と単一言語主義の模索」では、日本統治離脱から中華民国中央政府台湾移転までの時期を扱う。日本の台湾総督府に取って代わった台湾省行政長官公署は、教育機関接収とともに「国語」教育を実施に移すが、急進的な日本語排除とそれへの本省人の強い反発、接収全般の混乱や二・二八事件勃発とともに急速に冷めていった本省人の「国語」学習熱、教員資源のミスマッチ (教育技術は高いが「国語」能力は低い本省人教員、日本人教員の引揚による教員の絶対数不足とその穴を埋めた外省人教員の質の低さ、教科書の不足など) などで現場での混乱が続いた。学校教育以外にも、日本が残した国語講習所を使い未就学民衆への「国語」補習のプログラムが実施されたが成果が上らなかった。ただ、こうした混乱の中でも「国語」普及推進の模索は続けられ、のち 50 年代になって全面的に採用される、小学校での直接法による「国語」教授の実験教育が開始された。

第 2 章「単一言語主義の急進化とその空間」では、1950 年代と 60 年代の情況が述べられる。この時期の「国語」普及政策は、「共産中国」と政治・軍事的に対峙する状況下で新たに「反共復国」

のイデオロギー注入の任務を負荷され、国家が直接に掌握できる学校教育と軍において、まさに単一言語主義と呼び得る急進性を以て強行的に推進され成果をあげていった。小学校においては、前述の直接法が実験段階を終えて全面的に採用されるとともに、「国語」力が不十分とされた本省人教員は淘汰され、また「方言」排除のための「方言札」による生徒の懲罰方式（戦前の沖縄、台湾でも行われたやり方）が広く採用された。軍においては、本省人新兵の入営前「国語」補習が各県市の負担で実施され、それが一段落すると 60 年代初めからは入営後の補習が軍の任務として制度化されていった。こうした強行的普及策は、中学校不足による進学競争の激化が生徒・父兄の「国語」受容に拍車をかけるといった皮肉な現象を伴いながら成功を収めていったが、未就学民衆に対する補習プログラムは続行されたものの成果に乏しかった。そして、章の末尾には、農村への政策宣伝のためにラジオ放送には台湾語を用い続けたこと、台湾語映画の大ヒット、さらには台湾語ローマ字記述の聖書使用禁止への台湾長老教会の抵抗など、統治者が干渉しきれない、ないしその必要を切迫して感じない台湾語の空間が依然残されていたことに注意を喚起して次章への伏線としている。

第 3 章「単一言語主義の限界と言語権の主張」は、1970 年代初めから 80 年代中頃までの、民主化による多文化主義への転換過程に入る前夜の時期を扱う。60 年代に開始された「中華文化復興運動」の余勢を駆って単一言語主義的「国語」普及策のいっそうの遂行を求める立法院の圧力のもと、1975 年末にはラジオやテレビでの「方言」使用を制限する「ラジオ・テレビ法」が制定された。しかし、この間、長老教会は引き続き圧力にもかかわらず台湾語ローマ字聖書の使用を堅持することに成功し、70 年代の新たな政治空間で成長していった「党外」と称されたオポジションは、台湾語使用の自由の主張を公定中国ナショナリズムのレトリック内部の族群的な「尊重と承認」の言説から、そして普遍的な人権（言語権）の観点から言説化していくに到った。そして、84 年には教育部が公共の場での「方言」使用禁止を制度化しようとする「語言法」を政府内で提案したものの、行政院（内閣）は同法案の提出見送りの決断を迫られた。「単一言語主義の限界」が明白に露呈されたのであった。

終章「世界史的潮流における戦後台湾の言語政策史」では、第 1 章から第 3 章までの内容が要約された上で、次のような結論が示される。50 年代、60 年代の「国語」普及政策の上からの強行により「国語」の支配的地位が確立されたにもかかわらず、台湾語を必然的に衰退させるという現象は起こらず、結局戦後台湾の言語情況は、「国語」の優位のもとでの「国語」と台湾語のダイグロシア (diglossia) に向かって変化した。そして 70 年代になると、台湾の「中華民国」の国際的孤立を背景に、国民党政権は民心把握のため台湾語の「温存」に舵を切らざるを得ず、その中でオポジションからは人権としての言語権主張を根拠とした母語に関する権利が主張されるようになり、単一言語主義は限界を露呈し、ここに多文化主義への転換の契機が形成されるようになった。これを本省人側から見ると、本省人による下からの言語使用の要求が登場したことにより、ようやく「国語」普及の単一言語主義を典型とする国民党政権の戦後台湾統治における「代行的脱植民地化の植民地主義」を脱却するための条件ができたのだと意義づけている。

以上が本論文の概要である。本論文の成果としては次の点が挙げられる。

本論文の成果は、何よりも、戦後台湾国民党政権の 1980 年代半ばまでの言語政策を単一言語主義と性格づけて、その展開を、1940 年代後半の混乱の中での模索、50 年代、60 年代の確立と展開、70 年代から 80 年代中頃までの動揺と限界の露呈という形に把握したことである。国民党政権言語政策の単一言語主義という枠組そのものは先行研究で呈示されていないわけではないが、本論文を価値あらしめているのは、その豊かな実証である。著者は、台湾の学界でしばしば先端的な問題提

起と資料・史料発掘が見いだせる修士論文レベルまで拡げて二次文献を徹底的に捕獲するとともに、台湾省政府・省議会広報、立法院公報その他の政府公刊文書はもちろんのこと、教育部を初めとする未公開檔案史料、各時期の新聞と雑誌、政治家よりは目立たない形で発表されている教育関係者さらには当時の教育を経験した人々の回想など多様な一次史料を博搜、活用して、上記プロセスを、国民党政権の政策展開に対する台湾社会の下からの多様な反応も含めて論述している。そこで提示される事実関係には立体的な奥行きが付与されており、今後には様々な問題発掘の可能性が提示されていると言える。審査委員会では、

- (1) 戦後直後中国大陸との大きなギャップの下に行われた「国語」の学校教育への導入時の混乱の様子の多面的な把握
- (2) 70年代から80年代にかけての「方言」制限をめぐる動きの中での、単一言語主義をさらに進めようとする立法院外省人議員、教会ローマ字聖書を政権の干渉から守ろうとする台湾長老教会、「国語」番組よりは台湾語番組を歓迎する圧倒的多数のテレビ聴取者という市場を前にしたテレビ局、声を挙げ始めた本省人のオポジション、そして国際的孤立による外部正統性の欠損を前に単一言語主義のさらなる推進に二の足を踏む蔣経国など国民党指導層の間のせめぎ合いの描出
- (3) 未就学民衆への社会教育が成果を上げ得ない状況の把握

などが、史料博搜のメリットが生かされている肉付け豊かな部分として特に指摘された。

また、やや付随的ではあるが、上記のように先行研究が極めて丹念に取り入れられているため、戦後台湾の言語政策史研究と史料状況の詳細なレビューとなっていることも本論文のメリットといえる。

ただし、こうした本論文にも問題点が無いわけではない。審査委員会においては、次の点が指摘された。

第一に、豊富な実証に比すれば、それらを意義づけていく概念的用語の検討が不十分なことである。中心概念たる単一言語主義、台湾の事例の特色づけに援用されている「代行的脱植民地化の植民地主義」、さらにはより基本的な「台湾語」、「同化」といった用語についての著者の把握と論述における運用には曖昧さがある。その結果、単一言語主義の展開と限界という明快なストーリーが提出されている一方で、史料博搜によって豊かに描出されている台湾社会の多様な反応や、政権当局者の時期毎に異なる思惑を背景とした動きなどが、「国語」対「台湾語」の二項対立的理解に流し込まれており、本論文がその豊かな実証によって捕捉可能であったかもしれないより重層的なダイナミズムを単純化している嫌いがある。

また、著者は、結論において戦後台湾の単一言語主義が限界に逢着し多言語主義的な方向に政権当局者が「重い腰をあげる」という展開を「世界的潮流」としつつ、これが「代行的脱植民地化の植民地主義」からの脱却として展開したことに台湾の事例の特色があるとしているが、世界のその他の事例との比較ないし対照の議論は不十分であり、今後には待つべきものが大きいとの指摘も審査委員会においてはなされた。

しかしながら、審査委員会は、上記の欠点は本論文の成果を著しく損なうものではなく、この分野での研究を前進させるものであるとの認識で一致した。よって、本審査委員会は、本論文の査読および口述試験の結果により本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定するものである。

朴 智泳

伊達宗城

——「大名同志会」から「賢侯クラブ」へ——

論文博士 第 17540 号 (平成 23 年 7 月 28 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 三谷 博 (主査), 同教授 黒住 眞

同准教授 外村 大, 同教授 鶴田 啓, 同准教授 鈴木 淳

本学位請求論文は、幕末の日本で「公議」派大名の一員として活躍した四国宇和島藩主伊達宗城について著された初の本格的な研究である。明治維新の歴史は以前、薩摩と長州を主役とする王政復古を中心に書かれてきたが、最近の学界では、徳川幕府と京都朝廷の二つの中心があらためて注目される一方、尊王攘夷運動と交錯しつつ長期的にはそれ以上の影響力を持った大大名たちによる「公議」=政権参加運動にも関心が注がれるようになった。伊達宗城は薩摩・越前・土佐の三侯と並び、彼らと協力しつつ幕末政界を切り回した政治家であり、中規模の大名でありながら、実際には各種の調停・仲介役として大きな影響力をもった。今まで本格的な研究がなかったが、本論文によって我々は初めてその具体像を獲得することとなった。

本論文は三部・全 9 章からなる。第一部では、この研究が取り上げる幕末の「公議」派大名の集団を「大名同志会」と命名し、その基本的属性を描写した後、第二部以降の前提として、宗城の養父伊達宗紀による藩政改革の骨子を紹介し、その成功を基礎として宗城がペリー来航以前に展開した海防政策を分析する。

第 1 章は、この「大名同志会」が水戸の徳川斉昭を結集の核としつつ、佐賀の鍋島齊正、薩摩の島津齊彬、越前の松平慶永、土佐の山内豊信、そして伊達宗城ら、江戸城の大広間に殿席を持つ大大名が意識的に形成した交友関係であったことを指摘する。その結合の基礎は鍋島家を結節点とする姻戚関係のネットワーク、および文武修行の場での個人的面識であり、交友の強化に当たっては公儀の嫌疑を避けるため学問を名とする「会読」や茶会、そして藩邸の庭園見学という名目が使われたという。第 2 章では、伊達宗城の養父伊達宗紀による藩政改革が扱われる。藩学への修学強制による漢学の普及や蘭学の導入、および借財の解消や専売による収入増の試みを、主に先行研究に依拠しつつ要領よくまとめている。宇和島伊達家が 10 万石の中規模藩でありながら、幕末に活発な政治活動ができたのは、宗紀の代に知的・財政的基盤が築かれていたためであることがよくわかる。第 3 章は宗城が取り組んだ海防政策をペリー到来以前に限定して分析する。宗城は、アヘン戦争時に養父が始めたオランダ流砲術の導入を継承し、1844 年の家督相続以来、領国での銃砲隊の組織と火器の製造に取り組んだ。伝統的な砲術も温存しつつ、「威遠流」と名付けたオランダ流砲術の振興に力を注ぎ、公儀のお尋ね者高野長英を秘密裏に招いて砲術書の翻訳をさせるなど、家臣の消極論を押しつけて海防に努め、ペリー到来以前に若干の砲台建設にも成功したという。本章は、今までほとんど使われたことのない宗城に関する浩瀚な未公刊史料集『藍山公記』を丹念に読みこんで書かれている。

第二部は「大名同志会」の活動」と題され、ペリー到来以前における「大名同志会」の交友形成が具体的に描写される。その第 1 章では、伊達宗城が鍋島・島津・越前・水戸などとの親交を通じて、オランダによる幕府への海外情勢の報告「和蘭風説書」を入手したり、海防関係の蘭書原本の貸借を行ったりしたことを描く。彼らを結びつけた直接の絆は西洋の進出に対する憂慮であった

が、蘭書交換に当たって彼らがまず蔵書目録を交換したとか、伊達家には資力がなかったので書籍の購入を大藩主に依頼したとかといった史実の発掘は面白い。第2章では、この蘭書の貸借に基づいて、彼らが銃砲の製造や火薬の製造、砲台の建設、銃隊の組織、洋式船や蒸気機関の製作を試み、その経験の相互教授も行っていたことが描かれる。第3章では話題が変わり、1853年のペリー渡来に際して、伊達宗城が「大名同志会」を政治団体に換えようと試みたことが記される。この年、幕府は諸大名などに対外策の諮問を下したが、宗城はそれに先んじて自ら建議を企てた。また越前の松平慶永の提案を受けて同志の面々を江戸に上府させようと画策し、さらに島津斉彬とも提携して水戸の斉昭を軍事総督に担ぎ出そうと図った。そのためには尾張の徳川慶喜まで党与に引込もうとしている。慶喜は幕閣からの警告を受けて参加を断ったが、こうした事実は、宇和島伊達家の未刊史料を解説することによって初めて詳細が明らかとなった。本論文の白眉と言えよう。

第三部はこの同志会が本格的な政治活動に乗り出し、幕末政界の中心的アクター、「賢侯クラブ」を形成した時代を扱う。それは1858年に彼らが將軍継嗣に一橋慶喜を擁立しようとしたことに始まるが、本論文は今まで使われてきた越前家や井伊家の史料に加え、伊達家の史料も系統的に用いてその過程を記述する。特に興味深いのは、擁立運動が失敗した後、メンバーの多くが隠居・幽閉処分に付された中で、宗城が自発的隠居程度の軽い処分に止められた理由を探った点で、養父伊達宗紀と実兄山口直信が大老井伊直弼と親密な関係があったことを指摘し、何らかの取引があったことを示唆している。第2章は彼らが1862年に処罰を解かれ、政界に復帰した後、二年後に公議政体の樹立の一手手前まで到達した軌跡を扱う。幕末でもっとも波瀾に満ちた時期であるが、これをやはり伊達家の史料に即して丹念に描いている。宗城が1862年に朝廷からの召命で上洛し、島津久光、および5年ぶりに再会した越前慶永や土佐豊信、一橋慶喜と協力を図りながらも、尊攘運動の高揚を抑えられずに帰国したこと、1863年の尊攘派没落後に他の「賢侯」とともに再上洛を命じられ、朝議参与に任じられたが、その制度化に失敗して一斉に帰国したことを叙述する。第3章はその後、主に長州征討から戊辰内乱、さらに明治初期の中央政府出仕と引退までの時期を概観する。宇和島伊達家は当初長州に対して厳罰論を採ったが、第一次・第二次長州征討のいずれに際しても、前衛の役を割振られ、かなりの規模の軍隊の動員を発令しながら、先手の一部を出しただけで、戦争回避の行動をとった。この時期は以前にも増して隣藩の土佐と緊密な連絡を取っており、それは王政復古の前後でも同様であった。

さて、本論文の最大の功績は、公議派の有志大名として知られる伊達宗城について、未公刊の伊達家史料を用いながら、初めて体系的な論述を与えたことである。公議派大名については、今まで、越前松平家の公刊史料を柱とし、水戸・薩摩の史料を援用する形で研究がなされてきた。本論文はそれ以外の史料を初めて用いたもので、外国人留学生の身でその解説に当たった労は多とせねばならない。また、伊達宗城だけでなく養父宗紀の事績に目を配っている点も、幕末の大家名における内部事情と中央政界での役割の両面を研究する上で適切な配慮と言えよう。さらに、幕末の宇和島伊達家の政治行動を、単独でなく、公議派大名との交際に焦点を当てて叙述し、西洋に対する海防や公議政体の追求という政治課題の共有だけでなく、江戸城中の殿席、姻戚関係、修行の場の共有、蘭書の貸借などがそれを可能にした条件であつたことを明らかにした点も重要である。近世日本は大名の連邦であつたから、大名同士の関係がどのように形成され、それがいかに政治関係に転用されたかという問題は、本質的な問いであり、本論文は初めてそれを体系的に解明することに成功したのである。

ただし、本論文にも瑕瑾はある。「大名同志会」から「賢侯クラブ」へという図式は大まかには

首肯しうるものの、その定義と推移の説明は十分でなく、幕末の中央政局史の解釈も通説の域を大きく出ているとは言い難い。とくに交友関係の結節点にいた鍋島直正がなぜ「賢侯クラブ」のメンバーにならなかったのかという問題が十分に掘下げられていないのは惜しまれる。

しかしながら、こうした問題は、幕末の宇和島伊達家、そして公議派大名の結合要因に関する初めての体系的な研究という史学史上の重要な貢献からすれば、些細なものに過ぎない。したがって、本審査委員会は、本学位請求論文に対して博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

後藤 絵美

「神のために」まとうヴェール

—— 現代エジプトのムハッジャバ増加現象と宗教言説の浸透 ——

課程博士（学術）博総合第1104号（平成23年9月22日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 杉田英明（主査）、同教授 増田一夫
同教授 羽田 正、同教授 長澤榮治、同名誉教授 中村廣治郎

後藤絵美氏の論文「「神のために」まとうヴェール——現代エジプトのムハッジャバ増加現象と宗教言説の浸透」は、1980年代から2000年代初めにかけて、エジプトのイスラム女性のあいだに急速に広がったヴェール着用現象に着目し、アラビア語の文献資料・音声資料を駆使しつつ女性たち自身の言葉に寄り添いながら、この現象を取り巻く知的状況や背後にある思考様式を明らかにしようとした研究である。標題中の「神のために」とは、筆者が2003年から05年にかけてのエジプト長期滞在中、ヴェールをかぶる女性たちから直接聞いた、「（ある日突然）神のことがたまらなく美しく思え、神のために何かしたいと思った。だからヴェールをかぶった」という言葉の一部から取られている。また、副題にある「ムハッジャバ」とは、ヴェール（アラビア語で「ヒジャーブ」）着用女性を意味する言葉である。

論文は「序」と「結語」を挟み、第一部「聖典とヴェール」、第二部「ヴェール着用を支えたもの」の二部、全五章から構成される。最初の「序」においては、ヴェール着用現象に関する欧米語・日本語による先行研究の論調とその問題点が明らかにされる。従来の議論によれば、ヴェール着用は20世紀後半の中東（とくにエジプト）が経験した社会・経済的な変化と、公的空間は男性に属するとする伝統的な考え方とのあいだで板挟みになった女性たちが、公的空間で自らの身体を象徴的に消去するために選択した方策ないしは戦略であったとされる。しかし筆者は、そこでヴェール着用に関わる思考様式の内実や背景、変容に関する考察が等閑に付され、女性自身の言葉の一部が捨象されてきたことを指摘する。従って本研究は、そうした空白部分を埋める試みとなることが予告される。

第一章「クルアーンとヴェール——啓示の背景とその解釈」は、女性のヴェール着用の根拠とされる『コーラン（クルアーン）』の三つの章句を取り上げ、歴史書やハディース集（預言者の言行録の集成）、コーラン注釈書といったアラビア語一次史料を駆使しながら、これらの章句が啓示された背景や状況に関する伝承と、その意味の解釈とを検討する。その結果、啓示の背景については複数の伝承が併存したり、伝承自体が存在しなかったりして、確実な結論は導き出せないこと、初期

イスラムから中世期まで、ヴェール（ヒジャーブ）の定義や、それが覆うべき範囲に関する解釈も、社会状況や個々人の判断でさまざまに揺れ動いていたことが示される。

第二章「現代エジプトとヒジャーブ——ヴェール着用義務をめぐる議論とその宗教的根拠」では、啓示をめぐるそうした多様な解釈間の対立が現代の局面で顕在化した象徴的な出来事として、1994年のエジプトの大衆的週刊誌『ルーズ・ユースフ』における「ヴェールはイスラムにおいて義務か否か」をめぐる論争が取り上げられる。ここでは、ヴェールは義務ではないとする法曹界の重鎮・アシュマーウィー（1932年生）と、義務だとする聖法学者タンターウィー（1928-2010）が、同一の典拠に依拠しながら正反対の結論を導き出した。筆者は両者の主張の論拠の分析から、それぞれが恣意性を以て議論を展開していることを明らかにし、この状況では誰もが「権威ある典拠」を用いつつ、ヴェールはイスラムにおいて義務であるともないとも「正当に」主張しようと結論づける。

以上の第一部が、聖典とヴェールの関係をめぐる理論編であるのに対し、第二部は、1994年の誌上論争以降、2000年代前半までのエジプトで、「ヴェール着用は義務である」とする声が主流になつていった現実を鑑み、その背景を明らかにしようとする現状分析編と言える。

第三章「ヒジャーブをまとうまで——宗教冊子と説教テープが伝えるヴェール着用の理由」は、1970年代以降のエジプトで、民衆にイスラムの知識を伝える重要な媒体となった露店販売の宗教冊子や、説教師の宗教講話を録音したカセットテープなどから、女性のヴェール着用を促す内容の作品を取り上げ、その説明の背後にある論理や思想を分析する。ここで主として用いられるのは、2004年出版の宗教冊子『ヒジャーブをめぐる対話』である。その結果、2000年前後の宗教冊子や説教テープに通底する言説として、「女性のヴェール着用は神の命令であり、その義務を遵守する者は現世と来世で神の恩恵を受け、遵守しない者は不幸になる」という考え方が抽出される。

第四章「人気説教師とヒジャーブ——ヴェールの流行と言説の変容」では、そうした言説の内部に生じた変容が分析される。筆者は、2000年代前半に多くの女性にヴェール着用を決意させたと言われる人気説教師アムル・ハーリド（1967年生）の説教テープを取り上げ、従来の宗教冊子や説教では、ヴェールは男性が女性の誘惑（アラビア語の「フィットナ」）から社会を守るために女性にまどわせるものだったのに対し、ハーリドの説教では、ヴェールは女性自身が神への恥じらいの感情（アラビア語の「ハヤー」）から主体的にまどすべきものになっていることを指摘する。このように、女性に主体性を与え、信仰心とヴェールの繋がりを強調する言説が普及した結果、2000年代にヴェール着用が急増したという可能性が提示される。

第五章「芸能人女性の「悔悛」とヒジャーブ——ヴェール着用を支えた出来事と思想」は、2000年代に顕著になった女性主体の言説が、実はそれ以前から受け継がれてきたことを明らかにしている。ここでは、1980年代からヴェール着用を決意し、引退したり活動の場を変えたりした女優や歌手、ベリーダンサーら、「悔悛した芸能人女性」の語り分析の対象となる。臨死体験や夢などの「出来事」を神の導きと捉え、ヴェール着用を決意したという彼女らの言葉の背後に、筆者は「真なる夢」や「崇拜」といった宗教思想の存在を見て取っている。

最後の「結語」では、以上の五章を回顧しつつ、ヴェール着用に関わる思考様式は不変でも自明でもなく、時代や社会とともに変化すること、現代エジプトにおけるヴェール着用の増加には、女性を主体とし、ヴェール着用を信仰心の指標とする言説の浸透があったことが再確認される。

こうした内容を持つ本論文の貢献としては、まず一次史料としてのアラビア語イスラム文献を幅広く実証的に精査した上で、ヴェールの定義や着用義務について、それらから唯一の絶対的結論は

導かれえず、むしろ多様な解釈が許されることを明確にした点が挙げられる。これは、ヴェールをめぐる従来の議論ではなされてこなかった重要な基礎的作業であり、その検証の手續きや結論についてはイスラム学の専門家からも高い評価が与えられた。

次に、従来の欧米を中心とするヴェール研究が政治的・社会的・経済的背景を重視したり、アンケート調査の結果を統計的に処理したりすることで、外側から「客観的」に分析しようとする傾向が強かったのに対し、本論文はそれらから抜け落ちてしまう女性たち自身の言葉を拾い上げ、その背後にある論理や思考回路を内側から辿り直した点も大きな貢献である。筆者がムスリム女性という「インサイダー」の立場に身を置き、「神のために」何かをしたいという彼女たちの自発的な感情がヴェール着用に関わりつつ知的状況や論理を、アラビア語の文字資料や音声資料に依拠しつつ明らかにしてゆく過程はきわめて斬新である。

最後に、同時代の社会を分析するさいに、大衆向けの冊子や口語の説教テープといった、従来の学術研究では軽視されがちだった媒体に着目し、それらを基礎資料として活用した点も大きな貢献として挙げておきたい。これは、地域研究ないしは宗教学研究における新しい地平を開く試みとして評価できる。さらに、論文全体が明晰な達意の日本語で表現され、術語や固有名詞への説明注も丁寧に付されて、研究成果を一般読者へ還元するための細やかな配慮がなされている点も特筆に値する。

勿論、きわめて優れた本論文にもいくつかの問題点がないわけではない。審査委員からは、例えば、インサイダーの視点を重視するあまり、政治的・経済的ないし歴史的背景への目配りがやや疎かになっている印象を与えかねないとの指摘がなされた。女性を主体とし、ヴェール着用を信仰の指標とする言説が近年になって急速に浸透したこと、あるいは、「崇拜」（アラビア語「イバーダ」）や神への愛といった超歴史的概念が、女性の自発的ヴェール着用の媒介項として突如機能し始めたことの歴史的背景は何だったのか。一旦インサイダーの視点に立ったのち、筆者が再度外側に出て、インサイダーの視点をアウトサイダーとして相対化する過程が十分明確に表現されていれば、論文の説得力はさらに増したであろう。また、分析対象が主に中産階級以上に限られることや、他のイスラム諸国と比べた場合のエジプトの独自性への言及がないこと、特定の説教師を取り上げたり、芸能人女性の語りによって一般女性の言葉を代表させたりするさいの選択の根拠が必ずしも十分には示されていないことなど、事例の代表性と特殊性に関する問題も指摘された。

しかし、これらの多くは本論文の設定する枠組みを超えた、今後の課題と言うべき指摘であり、研究自体の価値を減ずるものではない。よって審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

平山 昇

初詣の成立と展開

—— 近代日本の都市における娯楽とナショナリズム ——

課程博士（学術）博総合第 1112 号（平成 23 年 12 月 22 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 三谷 博（主査）、同准教授 外村 大
同准教授 桜井英治、同教授 島藪 進、同教授 荻部 直、立教大学教授 老川慶喜

本論文は、現在の日本に見られる初詣、すなわち正月三ヶ日における不特定の社寺への参詣慣習に関する初めての体系的歴史研究である。この新年参詣については、従来、政府がナショナリズムを庶民に浸透させるために創出したものであり、その淵源は天皇の四方拝にあると見なされてきた。これに対し、この研究は、明治20年代から昭和前期に至る新聞記事等の精査を通じて、そのいずれもが誤りであり、初詣は東京・大阪の庶民が近世から行ってきた正月参詣の慣習が再編成されたものであって、鉄道会社が大都市庶民のレジャー欲求を掘り起こして郊外の社寺に誘引したことに起源があり、かつ当初はこれを下層民の迷信として見下していた知識人が明治神宮の創建を機としてこの慣習を受け入れ、それによって「国民的」な年中行事に転化しことを明らかにした。官が「上から」政策的に創り出したものではなく、資本と庶民が娯楽という非政治的動機によって「下から」創始し、それに知識人が参入し、その意味を捉え返したことにより、結果としてナショナリズムを支え、表現する代表的慣習となったというのである。

全体は3部からなり、これに序論と結論が付されている。第一部では初詣の起源を扱う。第1章では、明治期の東京で郊外の川崎大師に正月元旦に鉄道に乗って詣でることが始まり、やがてそれが「初詣」と表現されるようになったことが示される。東京の庶民は従来、招福攘災のため市内の社寺に正月参詣をしていたが、それは特定の日取りと方角（恵方）という縁起によって決められていた。しかし、明治20年代には恵方や縁日と関わりなく、鉄道によって郊外の川崎大師に元旦に参詣する人々が増加し、それは他の鉄道沿線にも広がった。これは、ハレの日にちよつと贅沢をして行楽に出かけたいという庶民の欲求を鉄道会社が巧みに捉えたからで、川崎大師の場合、複数の鉄道会社がアクセスを提供するようになると激烈な集客競争が始まり、参詣客はウナギ上りに増加したという。第2章では、関西の事例を比較に取りつつ、「恵方」の変化を論ずる。関西では正月ではなく節分の恵方詣の方が盛んであったが、ここでも鉄道の発達とともに郊外への参詣が盛んになり、やがてそれは年頭参詣にも拡張された。また、東西とも鉄道会社は当初「恵方」の活用に努めたが、方角の変動のない「初詣」の方が都合が良かったため、「恵方」による宣伝は廃れていったという。

第二部は、明治天皇の崩御がもたらした衝撃を論じ、知識人の参入によって初詣がナショナリズムと接合したことを論ずる。第3章はその前提として、まず明治天皇が危篤となった際に突発した二重橋前の平癒祈願が知識人に与えた衝撃を分析する。知識人たちは土下座その他、漢学的・洋学的教養からすると異様で野卑な庶民の行動に戸惑いながらも、その天皇を思う「真心」「至情」「赤誠」、すなわち〈感情美〉に打たれ、庶民との精神的一体感を抱くようになったという。この時、天皇への崇敬行動は、クリスチャンのそれを含めて（形は様々／心は一つ）であった。これに対し、崩御後に明治神宮の創建が始まった後には、〈感情美〉は（形も心も一つ）という偏狭なものに変わった。『東京朝日新聞』はその投書欄で、陵墓の代わりに神社を東京に設けることについて議論を喚起したが、論争の過程で建設反対派は〈感情美〉の共同体から排除され、その結果、明治天皇への崇敬行動は神社に独占されることとなった。第4章は、初詣に戻って、明治天皇崩御の別の遺産、すなわち天皇と国家を崇敬しながら、神社にはなじみがなかった知識人たちが、明治神宮には参詣を始め、それに伴って初詣にも加わり始めたことを明らかにする。明治天皇の大喪から大正大礼を経て昭憲皇太后の大喪に至るまで神道式の国家儀礼が連続的に執行され、マスメディアで報道される中で、神道に違和感をもっていた知識人も「国民」として神社に参拝するようになった。その際、従来「迷信」とされていた初詣は〈感情美〉の現れとして肯定的に読み替えられ、さらに家庭的な年頭行事として子供連れで励行されるようになった。こうして、明治神宮への初詣は「社会のあらゆる階級が同列になって同じことをする」行事として盛況をみるようになった。それは多様な休暇

慣行の中に生きていた人々が正月三ヶ日には一斉に休みが取れたからでもあったという。

第三部は、「国民的」行事となった初詣が鉄道資本の集客戦略によってますます盛況を見る一方、これが娯楽よりナショナリズムの文脈で語られることが多くなったことを論ずる。第5章は、関西の私鉄と国鉄が伊勢・橿原・桃山など天皇家ゆかりの地を「聖地」と名づけ、その巡拝を初詣に組込んで激しい競争を展開したことを示す。鉄道会社としては、「聖地」は有名寺院やスポーツと並ぶ経営資源であって、初詣の行楽面への着目は神社界の宗教的な捉え方とはズレがあった。とはいえ、鉄道による「聖地」への勧誘は、現地体験を無二の価値とする言説を生み、さらに参拝者の増大それ自体が「国体」の尊厳の証明とされるに至る。この言説は翻ってさらに鉄道会社の集客にも貢献した。娯楽の需要とナショナリズムが鉄道の経営戦略を媒介にプラスのループを生み、それが結果的に国家神道の国民への浸透を促したというのである。最後の第6章は、戦間期の東京に舞台を移す。関東大震災が市内の社寺を破壊し、西部に市域が拡張された結果、東京の初詣は明治神宮と郊外の寺社という組み合わせとなり、複数の鉄道の競争が川崎大師と成田山を、寺院を抜きで参詣先へと押し上げた。他方、戦間期には、初詣を国家神道と結びつけて語る言説も流布した。初詣を天皇の四方拝と結びつけ、さらに太古からの伝統として語る言説が登場したのである。交通業界のガイドブックは、総論でこの枠組を取入れ、国家神道の行事として解説しつつ、本文では寺院の行楽地としての適性も述べるという使い分けをして対処したと指摘する。

さて、本研究は、「初詣」に関する初めての体系的研究であり、鉄道会社の経営戦略がその成立と発展に決定的な役割を果し、かつ知識人の参入がその「国民的」年中行事への転化、さらに国家神道との接合の関門となったという事実を見出して、従来の理解を大幅に書換えた。関連する宗教史や鉄道史の分野に対しても新たな光を投げかけている。国家神道の研究においては従来、「官」が軍隊や学校などの制度や村落共同体を通じて国民を組織した面が注目されてきたが、大都會の初詣慣習の形成過程を取上げることによって、別の併行する回路の存在が明らかとなった。また、鉄道史においては従来、阪急と宝塚の関係のように、郊外鉄道がモダニズムの導入者となった面が注目されてきたが、「聖地」巡礼のような伝統の再編成の機能も果たしたことも明らかとされた。

しかし、本論の意味は近代日本の一习俗の研究というに止まらない。その第一は、ナショナリズムを枠づけ、再生産する事象が、〈上〉からの誘導・注入だけでなく、〈下〉からの、しかも非政治的動機によっても起動され、それが〈上〉からの意味づけによって強化され、また〈下〉に環流してゆくという一般的洞察を提示したことである。「国民」的行事が、「官」の政策でなく、郊外鉄道や新聞広告といった近代的メディアの経済的動機の意図せざる結果としてもたらされたという解釈は、他の社会にも通用する普遍的価値のあるものと思われる。第二には、昭和前半期におけるナショナリズムの暴走の精神的背景を示唆した点である。明治神宮創建論争において〈感情美〉という論拠が理性による反対論を排除し、それがさらに神社と排他的に結びつけられた。〈感情美〉を絶対化し、「理屈」を排除して天皇への絶対的帰依を求めるといった知的空気が昭和前半期の日本を支配したことはよく知られているが、本研究はその起源とメカニズムを明らかにしたのである。

しかしながら、本研究も瑕疵なしとしない。第三章が全体からやや浮いていること。農村部における初詣や国家神道の浸透について言及を欠くこと。さらに〈上〉の知識層と〈下〉の庶民という形で、対象の構成を固定的に捉えていること。しかし、これらは、本研究が明晰な叙述をもって示した独創性、近代思想史への貢献、そして普遍的洞察を考えると、取るに足りないことと思われる。したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと判定する。

渡邊 祥子

アルジェリア・ウラマー教会のイスラーム改革主義運動
—— ナショナリズムとの関係を中心に ——

課程博士 (学術) 博総合第 1122 号 (平成 24 年 2 月 23 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 長澤榮治 (主査), 同教授 羽田 正

同准教授 森山 工, 上智大学教授 私市正年, 東京外国語大学教授 飯塚正人

本論文は、北アフリカを代表するイスラーム改革主義運動として、独立後のアルジェリアに大きな影響を与えたアルジェリア・ウラマー協会に関して、実証的総合的な考察を試みた研究である。本論文は、同協会の政治思想と社会活動という二つの側面の分析を通じ、イスラーム改革主義の思想と運動の歴史的な位置づけ、および近代国家とイスラームの関係性を考察することを目指した。その狙いの一つは、序論で示されているように、アルジェリア・ウラマー協会とナショナリズムに関する通説の批判にある。従来の通説的な解釈では、同協会がアルジェリアの独立闘争において、ナショナル・アイデンティティの形成などという文化面での補佐的な役割を演じたものの、最終的には FLN を中心とするナショナリズム運動に吸収されていったとする。これに対し、本論文は、アルジェリア・ウラマー協会の指導者たちの言説を内在的な視点から分析し、彼らがナショナリズム運動とは異なる別個の世界観をもち、政治的領域とは独特の距離認識をもって運動を展開してきた点を明らかにした。本論文は二部構成を取り、第 1 部 (第 1 章・第 2 章) では同協会の政治思想を、第 2 部 (第 3 章・第 4 章・第 5 章) ではその社会的活動を扱っている。

第 1 章「ウラマー協会の思想とナショナリズム」では、アルジェリアのネーション概念の基礎となった独自の集合的な主体概念「アルジェリア・ムスリムのウンマ」について論じ、この概念がフランスの植民地政策への対抗と、エジプトのマナール派の思想の影響という二つの文脈の中から生まれてきたことを論証した。

第 2 章「ウラマー協会における「政治」：ナショナリストへの接近と批判」では、イスラーム政治思想の伝統をふまえて、同協会がナショナリスト政党との関係をどのように認識していたかについて考察した。そこで中心となるのは、同協会が自らを「神の党」と位置づけ、ウンマを分裂させるナショナリストに対して、ウンマを統合する宗教を司るウラマーとしての優位な立場にあると考えていたとする認識である。

第 3 章「自由アラブ教育運動」では、アルジェリア・ウラマー協会の社会活動の一つとして教育活動を取り上げ、フランスの植民地教育制度から自立したアルジェリア・ムスリムのウンマのための自由マドラサの教育体系について分析した。

第 4 章「ウラマー協会の経済基礎」では、同協会の支援者の経済人の活動の分析を通じて、同協会の経済に関する理念がウンマの経済的復興を目指す経済ナショナリズムとして機能したという考察を示した。

第 5 章「アルジェリア・ムスリム・スカウト運動とウラマー協会」では、ナショナリストの活動とも密接な関係をもったスカウト運動に関して、同協会が政治党派を超越した立場から積極的に関わった点を考察し、第 1 部で検討した政治とウラマーとの関係に関する理念がこの社会活動の分野に反映されている点を明らかにした。

結論部分では、以上の分析をふまえ、アルジェリア・ウラマー協会が、植民地主義支配と独立闘

争という歴史的文脈の中で、すなわちフランス植民地主義当局およびナショナリスト政党という二重の関係の中で、国家と宗教、政治と宗教との関係性に対する独自の認識を育て上げていったと総括した。この認識の発展過程は、近代国家に対するウラマーの専門領域である「宗教」を再定義する試みであり、そこにイスラーム改革主義の歴史的な役割を見出すことができたというのが本論文の結論である。

本論文は、フランス植民地行政資料およびアルジェリア・ウラマー協会の刊行物・指導者の著作、定期刊行物資料などの膨大なアラビア語一次資料を用いたきわめて実証的な水準の高い研究である。また通説批判に見られるように、ナショナリズムとイスラームとの関係、さらには近代国家における政治と宗教の領域の再確定などに関する問題意識も明確であり、目的とした主題の分析を越えて、射程距離の長い諸問題に対しても大きな示唆を与えた論文である。

審査委員会では、その実証性のレベルにおいて世界に誇れる研究である、先行研究のまとめ方を含め、日本のイスラーム政治思想研究の発展に大きな貢献をなした、アルジェリアの事例研究に留まらない普遍的な理論的問題提起をしている、などの高い評価の意見が示された。

その一方で、一部にアラビア語資料の理解に正確さを欠くという指摘があったほか、固有名詞などの翻訳、事実関係の誤解などについて若干の問題点の指摘があった。また、内容面では多くの建設的なコメントと質問が審査委員から示された。ウラマー協会の指導者の交代を通じた思想的展開があったのではないかと、同協会の政治理念はイランのイスラーム共和国体制の先行的な政治モデルとしての歴史的意義があったのではないかと、アルジェリア・ナショナリズムにおけるベルベル問題に対するウラマー協会の態度、マナール派の影響が過大評価されていないかと、イスラーム改革主義の教育思想における訓育（タルビヤ）の重要性についての言及が必要である、ウラマー協会の他の国々などとの比較史的な重要性への言及、政治や宗教の概念の認識変化とともにウラマー概念自体の自己認識における発展はなかったかと、イスラーム世界概念の使用の問題、帰化問題をめぐるチュニジアとの比較（とくに集団的帰化と個人的帰化をめぐるとの問題）、協会の経済的基盤に関する説明の不足、社会運動としてのイスラーム復興運動との比較の可能性などの諸点について、審査委員からコメントと質問が出された。これらの質問に対する論文提出者の回答は、いずれも誠実なものであり、またそのほとんどにおいて論理的な議論を展開し、論文の内容のいっそうの理解を進めるのに役立った。

本論文は、そのわずかな部分に瑕瑾は認められるものの、アルジェリア・ウラマー協会に関し、従来の研究水準を超えた優れた実証分析であり、またイスラーム改革主義の歴史的な位置づけや、また今日のイスラーム復興運動の研究の中心的課題である政治=宗教関係に関しても優れた洞察を示しており、学術的貢献度も高いと判断する。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。